

NGO・外務省定期協議会 2017年度(平成29年度)第三回ODA政策協議会(2018年3月1日) 協議事項

特定非営利活動法人 アフリカ日本協議会(AJF)

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター(JVC)

モザンビーク開発を考える市民の会

1. 議題名:

日本の開発援助と「小農の権利に関する国連宣言」ーナカラ回廊経済開発(プロサバナ事業含む)を事例として

2. 議題の背景:

議論の前提・枠組み

近年「小農と農村で働く人びとの権利」擁護の重要性が指摘・議論され、このための国連宣言が採択されようとしている(詳細は後述)。これを受けて、日本政府がどのようにその動きにコミットし、同宣言に照らしてどのように自分たちのスタンスを示そうとしているのかを確認したい。そのうえで、具体的事例を通して、小農の権利を守るために何が課題なのかを共有し、同宣言に照らして、現ODA下で小農の権利を守るために日本政府として何ができるのか、今後について議論をしたい。

これまでの協議と結果

2012年10月、日本がモザンビーク北部3州(ナンブーラ、ザンベジア、ニアサ)のナカラ回廊沿い地域で行う「プロサバナ事業(正式名:日本・ブラジル・モザンビーク三角協力による熱帯サバナ農業開発プログラム)」に対し、現地の小農や小農運動が懸念の声をあげた¹。これを受けて、2012年12月以来、本協議会およびそこから派生して設置された

「ProSAVANA事業に関する意見交換会」の場で、同事業に関する協議を20回以上に渡り重ねてきた²。

以上の協議では、(1)リアルタイムで悪化したモザンビーク政府による人権抑圧やガバナンスを現地新聞や市民社会のレポートを通じて示したほか、(2)政府文書(リーク、情報開示請求)や現地調査で明らかになった事実に基づき、プロサバナ事業下で行われた市民社会への介入ともいえる諸活動、人権侵害などの被害状況について、外務省およびJICAに繰り返し伝え、具体的な対応を求めてきた³。しかし、これらの点において改善がみられないだけでなく、現地小農組織や教会などへの圧力が強まるなど、むしろ悪化してきた。これを受けて⁴、昨年4月、事業対象地域の小農を中心とした住民11名が、JICA「環境社会配慮ガイドライン」に基づく異議申立を行った⁵。

これに加え、本協議会では、同じナカラ回廊地域を対象とした二国間事業「ナカラ経済開発戦略(PEDEC-Nacala⁶)」に関する協議も行ってきた⁷。PEDECは、農業開発事業としてのプロサバナを包含するとともに、日本企業が多数進出・従事する鉱物資源開発とインフラ整備事業に焦点を当てたものである。しかし、日本のNGOと現地小農・市民社会組織が行った現地調査(2014年から2016年)から、三井物産がブラジル・ヴァーレ社と共に進めるテテ州・モアティゼ炭鉱開発およびナカラ鉄道整備・拡張事業⁸における環境・人権に関わる被害が明らかになっており、財務省との定期協議会のほか、本協議会でも報告を行ってきた⁹。

¹ <http://www.ngo-jvc.net/jp/event/images/UNAC%20Pronunciamento%20.pdf>

² 議事要旨は、外務省サイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/prosavana/、NGOサイト http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/。

³ JICAの46点のリーク文書 <https://www.farmlandgrab.org/26158>。情報開示請求の結果入手された資料 http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/index_docs.html。これらに基づく3カ国市民社会声明(日本語)と分析書(英語) <http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2016/08/20160829-prosavana-ticadvi.html>、<https://farmlandgrab.org/26449>

⁴ <http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2017/06/20170627-jica.html>

⁵ JICAによる異議申立書の翻訳 https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/objection_170517.pdf

⁶ プロサバナ事業の3州に加え、2州(カーボデルガード州、テテ州)を加えた5州で実施。

⁷ 右記に、過去のODA政策協議会の配布資料などを一括掲載している。

http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/index_oda.html

⁸ 昨年11月JBICが約1,030百万ドル(1,163億円)の融資を決定、日本貿易保険が「保険引き受け」を行うとされている。

⁹ 調査結果の詳細などは財務省・NGO定期協議会の資料参照 http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/index_mof.html

これらの深刻な事態を受け、昨年12月に開催された2017年度第2回協議会において、NGO側から「日本によるナカラ経済回廊開発と社会的影響」と題する議題を提案した。そこでは主として、①モザンビーク政府の和平・民主主義・人権を含むガバナンスの状況に対する見解と今後の具体的な対応、②政策協議を4年以上も続けてきたにもかかわらずプロサバンナ事業による問題が深刻化し、地域住民が危険を顧みず「異議申立」をせざるを得ないほどの事態が生じたことに関する見解、③プロサバンナ事業の州トップ（州農業局長）による人権侵害（審査結果が出た直後の昨年11月の）¹⁰についての見解と現地小農・市民社会の人権を守るための具体的な方策、の3点について外務省に回答を求めた。

しかしながら、これら質問に対する外務省側からの回答は、①「恐らく発展途上の国でございますので、いろいろな意味で課題はあると思います」、②「異議申し立てのガイドラインに基づくプロセスが進行している状況と認識しております。ですから、現時点で外務省として今後の方針についてコメントすることは差し控えたいと考えております」、③「具体的に人権侵害について外務省として事実関係を確認できる立場にはないという前提で申し上げます」というほぼゼロ回答ともいえる内容だった¹¹。

つまり、日本政府はモザンビーク国を重点国とし、ナカラ回廊開発に密接に関与してきたが、地域住民の圧倒的多数を占める小農および農村住民の主権者としての声、主体的な取り組み、守られるべき諸権利に対する認識と責任意識が不十分と言わざるを得ない回答であった。

小農の主体性・主権を重視し、諸権利を守るための「国連宣言」

一方、世界的には、2010年から「小農と農村で働く人びとの権利」擁護の重要性が指摘され、2012年からはこの権利に関する「国連宣言」が国連人権理事会において協議されるほど、注目が集まっている状況にある¹²。2013年から現在まで、国連人権理事会の下で「政府間ワーキンググループ(Open-ended intergovernmental working group)」が設置され、「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」のドラフト¹³が作成され、採択に向けて議論が続けられている。

この宣言が、「小農 (peasants)」を主対象とし、あえてこの用語を採択し、特に女性小農を中心に据えている点に、その理念の根幹が示されている。そして、前文と27条からなる「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」ドラフトでは、「働く権利」「土地と他の天然資源に対する権利」「種子の権利」「安全および健康の権利」「女性の権利」など、小農と農村で働く人びとの基本的人権として擁護されるべき権利の内容が包括的に描かれていることに加えて、「食料主権」が謳われている。

第十五条 食料への権利と食料主権（仮訳）

（前略）

2. 小農と農村で働く人々は、食料主権を有する。食料主権は、社会的に公正かつ生態に配慮した方法で生産された健康によい、文化的に適切な食料に対する人々の権利である。その中には、決定参加の権利、自らの食料と農業システムを決める権利が含まれる。

（後略）

前文（別添資料1）には、小農や農村の住民自身が、(1) 自らが重要な役割を果たす地域環境の保全や農村社会の発展の道筋を決め、これに中心的役割を果たす権利を有し、(2) 現在の世界でなされている様々な開発により権利が侵害されている現状にあり、(3) それに対して声をあげる人びとが命の危険を含む暴力の対象となり、(4) このような事態から人びとを守るために存在するはずの政府機構（警察・裁判所・弁護士サービス）などが機能していない現実が記されている。

なお、日本ではほとんど知られることはないが、この動きは、国境を超える農民運動（TAMs¹⁴）の一つである小農運動体「La Via Campesina」（ピア・カンペシーナ）などの小農組織が15年前に着想し、それを支え

¹⁰ 2017年11月のナンブーラ州農業局ペドロ・ズクーラ（Pedro Dzucula）局長による記者会見記録（録音データ）
https://youtu.be/VWS_TW0ZKJY

¹¹ 当日の議事録より。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000326817.pdf>

¹² 2010年、国連人権理事会が、諮問委員会に、食料ならびに他の農産物の生産に携わる、特に女性および小農を含む農村で働く人びとの権利擁護をさらに進化・進歩させるための方法等に関する事前調査を行うよう委託、2012年10月、その結果を受けて、同理事会が「国連宣言文」を策定するための政府間ワーキンググループの設置を決定、2013年に第一回ワーキンググループ会合が開催された。<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RuralAreas/Pages/WGRuralAreasIndex.aspx>

¹³ <https://daccess-ods.un.org/TMP/3703876.73377991.html>

¹⁴ Marc Edelman & Saturino M. Borrás Jr., *Political Dynamics of Transnational Agrarian Movements*, Agrarian Change &

る国際NGOなど市民社会組織、そしていくつかの国の政府が、年月をかけて「宣言」の基盤となる理念や概念を練り、各国政府に提案してきたものである¹⁵。つまり、当事者である小農自身が、大規模な土地収奪や奴隷的労働などの現実に直面し、これを食い止めるために自ら創り出した国際潮流であり、現実の状況になす術もないまま困窮化する「貧困・自給農民像」の再考を迫る、重要な流れといえる。

4年に渡る丁寧な議論の末に、昨年5月には第4回目のワーキンググループが開催され、宣言文のドラフトが国連人権理事会のHP上に公開されている¹⁶。宣言文のドラフトに対しては、国内にアグリビジネス・ロビーを抱える米国・それに追従する英国など、反対票を投じる国もあり、日本政府も棄権票を投じたが¹⁷、9月末の国連人権理事会において、2018年の第5回ワーキンググループの開催が決定されている¹⁸。

3. **議題に関わる問題点(議題に上げたい理由)**:

上記のとおり、「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」の議論が開始された背景には、当然ながら、その権利が剥奪されているという現実とこれに対する国際的なレベルでの共通の理解・認識がある。

これはモザンビークにおいても当てはまる。本協議会・意見交換会においても、「剥奪」が特に小農らの土地収奪といった形で起き、それらの事態を生じさせる開発や投資のあり方に抵抗する人びとへの政府・企業などによる弾圧が生じていること、そしてそれが現地政府のガバナンスの悪化と官民連携の名のもとで行われる援助と投資促進による相乗効果で加速化・頻発するようになったことは、繰り返し述べてきた。その結果、前述のとおり、日本政府が主導する事業下では十分な対応がとられてきたとは言えず、現地の状況は改善されず、むしろ悪化傾向にある。

しかしながら、一方で、外務省・JICAと日本のNGO間との協議において、現地の人権侵害などの被害状況とそれへの対応のほかに、「農民/食料主権」や権利そのものの考え方についても議論を重ねてきた結果、外務省・JICAとしても「農民の権利」を守ることと「主権」の重要性については理解・認識が示されてきた。例えば、前回の協議会においても、先述の「残念な回答」はあったものの、議論の最後には、上で述べた「(プロサバンナ事業への異議申立の)審査結果が出た後にすでに現地で報告・確認されている人権侵害」に対して、大場雄一国際協力局国別開発協力第三課課長より以下の発言がなされた。

人権の問題は非常に重要なので、ここはきちんと保護されて、かつ配慮されるように訴えていきたいと思えます。

例えば、今回いただいた資料ですと、11月のナンプーラで開催された会合の発言は録音データで確認されているということなのですよね。ファクトベース、エビデンスベースでやることは大事だということをおっしゃっていて、仮に録音されたデータがあるのであれば、例えば会合の議事録なんかよりも客観的なわけですよ。ただ、我々はその中にいませんでしたけれども、もしそれが本当に渡辺さんからご覧になって問題があるのであれば、私が聞いてもわかりませんが、それをもし共有いただけるのであれば、それをモザンビーク政府に共有して、こういったことを指摘されているのですということ、人権の配慮について改めて求めるということを見せていただくことは可能です。

また、前担当課長で現国際協力局政策課の今福孝男課長からも、補足として以下の点を加えられた。

このプロセスはストップを考えるべきではないかという御意見をいただきましたけれども、まさに協議をしているがゆえに、現状を見ていただくとも何も進んでいないというのがこー、二年の話だと思うのです。それは我々なりに皆様の御意見を踏まえて、ちゃんと議論しなければいけない。モザンビーク政府が先走りそうだったら、ちょっと待ってくれということをやっているのがこの1年半のことだと思います。

これらの発言を実現させることは、日本政府として「人権外交」を謳い¹⁹、開発協力大綱においても「基本的人権の推進/尊重/促進/保障」への貢献や実現が基本的姿勢として示され²⁰、プロサバンナの議論におい

Peasant Studies, Canada: Fernwood Publishing, 2016.

¹⁵ <http://www.eurovia.org/over-15-years-struggle-for-the-recognition-of-peasants-in-the-international-human-rights-system/>

¹⁶ <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G17/051/60/PDF/G1705160.pdf?OpenElement>

¹⁷ <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RuralAreas/Pages/4thSession.aspx>

¹⁸ <http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22188&LangID=E>

¹⁹ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>

²⁰ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072774.pdf>

ても外務省・JICAが小農らの権利を守ると宣言している以上、それを具現化するための具体的な行動を示すよいチャンスとして歓迎されるものである。その意味では、より広い（上位の）政策においては、先の「国連宣言」の成立に尽力するとともに、狭い政策（具体的な日々の活動・事業）においては、上述のとおりプロサバンナ事業が「何も進んでいない」現状を形にすることが期待される。それは、この5年間で、外務省・JICAそして開発関係者に、人権・主権を守り尊重することの重要性とそのための「意識の転換」を訴え続けた現地小農らの想いを、日本政府が受け止めたことを積極的に世界に発信する好機でもある。

以上を踏まえ、「国連宣言」に対する日本政府としての理解・認識と今後の方針について確認したうえで、日本としての、特に、ODAにおける「人権外交」のあり方に関する議論を深めたいと考える。

なお、プロサバンナ事業においては、以上で見てきたとおり外務省の対応に前向きな姿勢が見られる一方で、現地では懸念される動きが継続している。大場課長の発言にある「録音データ」については、1月29日付で大場課長に共有した。録音を訳したものをここに記載する。この中で懸念されるのが、前回協議会で触れた、現地政府による事業に反対の声をあげる人びとへの「抑圧と排除」の発言と、上の「外務省の発言（斜字部分）との相違」である。これらの点についても、現地社会、とりわけ小農への影響が大きく、早急なる事実確認が必要と考える。以下、ペドロ・ズクーラ ナンプーラ州農務局長の記者会見での発言。

PIは前進し（終了し）、PEMもほぼ終わろうとしており満足している。問題はPD（ナカラ回廊のマスタープラン）だけであり、現在はナンプーラ州市民社会プラットフォームなどが見直しをしており、彼らの手の中にある。すでに最終段階にあり、2月上旬には終るであろう。これが終り次第、マスタープランは承認されるだろう。

しかし、我々はある人びとのことを懸念している。いくつかのセグメントが、市民社会の名前で（を代表するといって）ここ（ナンプーラ）を出てマプート（首都）に行っているからだ。これらの人びとは、プラットフォーム（上記）の議論に参加せず、あるいは同プラットフォームに参加してマスタープランを議論しようともしてこなかった。

それにもかかわらず、彼らはナンプーラ州、ナカラ回廊沿い地域の人びとは、プロサバンナを要らないと言っていると表明している。彼らはプロサバンナの初期の頃からそういう態度だった。彼らは「別の（政治的）動機」をもち、「別アジェンダ」のために動いている。彼らは開発否定者である。

ナカラ回廊沿いの開発を求める市民社会はナンプーラ州市民社会プラットフォームと協働している。彼らのマスタープランの検討は最終段階にあり、もうすぐ承認されるだろう。そうすれば、プロサバンナは前進する。住民ら、生産者らはプロサバンナに沢山の期待を寄せている。すでに学術関係者の関与を経て、現在プラットフォームに依頼し、いくつかの問いについて検討してもらっているところである。このような改善を経て、マスタープランは承認され、プロサバンナのインプリメンテーション（実施）を手助けすることになるだろう。

だから、我々は、あの人達の脅して止めさせられ(scared off)はしない。プロサバンナを知りたくもなく、マスタープランを議論したくもない人達のこと。これらの人びとの大多数は生産者ではなく、畑ももっていないからだ。

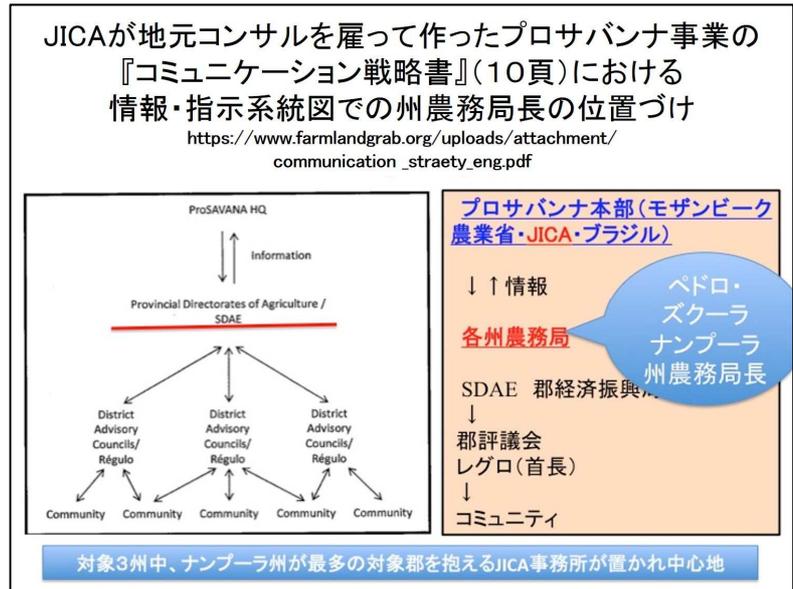
我々は、現場で働いている人達と仕事をしている。ナカラ回廊沿い地域の農業と貧困の状況を生きている人達である。我々は、これらの人達を救いたい。我々は、ナカラ回廊の農業を自給自足の農業から持続可能な農業にトランスフォームさせたい。当然ながら小規模農民を念頭においている。

局長のいう「ナンプーラからマプートに行ったあるセグメント」とは、局長が管轄するナンプーラ州で最大の小農運動を形成するナンプーラ州農民連合（UPC-N）の代表者らを含む農民たちのことであり、「開発否定者」でも、「畑を持たず、耕していない人物」でもなく、全員が農村コミュニティに暮らす小農である。

武力紛争が断続的に生じ、野党の市長が暗殺されたばかりのナンプーラ市において、1975年の独立から一貫して政権与党を担ってきたFrelimo政府高官が、これらの人びとを「セグメント」と呼び、「他のモチベーション」や「別のアジェンダ」を有しているとメディアに公式に明言することは、同局長の認識の問題にとどまらず、これらの人びとを地域社会のなかあるいは政治対立構造の中で危険な目にあわせることを意味する。今年10月には、地方都市選挙が予定されているなかで、与党による野党やその支持者に対する暴力が報じられる

なか、ナンブーラ州で州知事の代理を果たす一方、プロサバナ事業の最高責任者を務める人物の発言は驚きと恐怖をもってナンブーラ州の小農らに受け止められている²¹。

なお、JICAがモザンビークのコンサルタント企業（CV&A）と契約して策定した『コミュニケーション戦略書』では、対象州の農務局（DPA）は右図のように、三カ国政府が共同で運営する「プロサバナ本部（ProSAVANA-PD）からの情報の直接の受け手、かつ各郡への提供者となっており²²、事業における役割が大きいことが確認できる。



4. **外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係などがあれば):**

1. 小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言（Declaration on the rights of peasants and other people working in rural areas）
 - a) 先述のとおり、日本として人権外交を謳い、ODA大綱でも基本的人権の尊重を基本姿勢として示すなか、「国連宣言」の趣旨にも賛同していると考えるがいかがか。また、同宣言成立に向けた日本政府としての今後の具体的な対応・方針（第5回ワーキンググループへの参加方針など）。
 - b) 「小農と農村で働く人びとの権利」の現ドラフトに対する日本政府としての認識・見解。「宣言文」のなかで賛同していない点があるか。あるとしたらどの点でそれはなぜか。
2. プロサバナ事業
 - c) 今福政策課長が述べた「何も進んでいない」ことの具体的な説明。PI、PEM、PDそれぞれの現状。特にPDにおいては、予算執行の実績ベースで、いつ、何が進み／進んでいないのか。
 - d) また、「何も進んでいない」のは「止まった」のではなく「止めた」のか。モザンビーク政府に「ちょっと待ってくれということをやっている」とのことで後者以外を想定することはほぼ不可能であると思われるが、その理解でよいか。その場合、いつ・なぜ・何を「止めた」のか。
 - e) 上記「録音データ」における事業の進捗状況に関する内容と今福課長による「何も進んでいない」という発言との間に見られる相違の説明。先方政府の発言が日本政府の理解・対応と違うならば、これに関する日本政府からモザンビーク政府への具体的な対応の内容。
 - f) 前回12月のODA政策協議会でNGO側から、事業に抵抗の声をあげる人びとへの「排除・抑圧」「人権侵害」にあたる指摘したペドロ・ズクーラ ナンプーラ州農務局長の記者会見での発言について、大場課長から「録音があれば対応する」との意向が示されたことを踏まえて質問したい。同課長の発言・意向を受けて、1月29日にNGOから外務省に当該録音データを提出した。3月1日現在までにモザンビーク政府に「共有されて」いるのであれば、具体的にいつ誰が誰に何をどのように伝えたのか。またこれ以上の人権侵害を防ぐために具体的にモザンビーク政府に対しどのような対応・働きかけをしたのかの内容。また、それを踏ま

²¹ 同局長の同種の発言は、2014年8月の政府系新聞記事（http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/20171112/20140826.pdf）、JICAが同行した日本のNGOとの面談（http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/20171112/20140801.pdf）でも繰り返されている。これらについて、「意見交換会」（2015.10.27、12.8）時に資料を提供し、調査と人権救済、再発防止の要請を行っている（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/shimin/page22_000135.htmlに掲載の資料6）。

²² http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/docs/104.pdf

えた今後の対応の具体的な内容。あるいは、3月1日時点で対応をしていないのであれば、その理由と、今後の具体的な対応の内容（いつ、誰が、何を、どのように行うのか）。

- g) 上記録音データについて、外務省は録音の内容が州の農業局長の発言であることを認めるか、また、その上でこれがモザンビーク政府の見解であることを認めるのか。すなわち、録音を受けて、一担当者のものであっても発言を人権侵害と受け止め、対応しているという理解でいいか。あるいは、認めないとする場合、プロサバンナ事業の中枢幹部の発言を政府の見解と認めないことは、本件に対する外務省の対応において具体的に何を意味するのか。
- h) 事業における州農務局および同局長の役割について、P5冒頭に記載の通りの内容でいいか。違うのであれば、その具体的な説明。
- i) なお、ズクーラ局長は、2015年8-9月、JICAの「プロサバンナ推進事業」で政府の派遣団の一員として来日し、9月1日に外務省の同席の下、日本のNGOとも面談しているが、これにとどまらず、複数回来日している。同局長が、何を目的として誰の費用で、何年何月に来日したのかの事実確認。

5. **議題の論点(定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと):**

- 「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」は、国連レベルで議論されているものであり、今後、農村での開発援助に大きな影響を及ぼすものと考えられる。この宣言ドラフトを踏まえれば、プロサバンナ事業をはじめとするナカラ回廊沿い地域で日本政府が進めてきた開発援助の手法には「宣言」の前提や中身とは距離があり、問題が多いと言わざるを得ない。一方で、現地の小農らが置かれた状況を改善するには、プロサバンナ事業において外務省に「前向きな姿勢」が見られる今、国連を舞台にして議論されている「小農の権利」をベースに、日本国内でも、政府・市民が、社会的議論を深め、それを実際の政策に反映させていくことが求められている。小農の権利擁護の重要性が国際合意となりつつある現在は好機と言える。これまで現地の小農とともに協働し、政策協議に関わってきた市民・NGOとしても、他の団体や市民と連携しながら、このような議論を、外務省が今後のODA事業の方針づくりに役立て、ODAの質的向上に寄与することができればと強く願っている。
- これにあたっては同時に、日本政府が市民社会によるODAのモニタリングの役割（エビデンスベースの問題提起など）をどう認識しているのかも確認したい。本議案書でも示した通り、モザンビークが現在の状況（汚職・ガバナンス悪化、人権侵害、武力衝突、債務のデフォルト）に至るまで、日本のNGOは、2013年度から繰り返し警鐘を鳴らし続けてきた。その際には、JICAや外務省を中心とした政府文書の検討・分析、現地パートナー組織との共同調査や情報交換、現地・国際などの多種多様な文献の調査、そして専門性の蓄積に基づいた、エビデンスベースの問題提起が行われてきたと考える。これは、ODA政策協議会という場に期待される役割を、市民の側から果たすことで、政府と共同で政策の改善を実現し、日本のODAを有効に活かすとともに社会の理解を得たいという願いによるものであった。しかし、残念ながら、モザンビーク・ナカラ回廊をめぐる日本の援助においては、これらの警鐘は耳を傾けられることなく、むしろ無視（あるいは軽視）される形で、援助が本来の農業に関する技術支援から大きく逸脱する形で実施されてきた。この点について、所管の省庁である外務省としてどのように受け止め、今後どのような努力を主体的に行っていく予定なのか、市民の立場から知りたい。

氏名: 渡辺直子

役職: 地域開発グループマネージャー兼南アフリカ事業担当

所属団体: 特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター(JVC)

連絡先(電話、Emailアドレス): 03-3834-2388 / nabekama@ngo-jvc.net

※本議題は、特定非営利活動法人 アフリカ日本協議会(AJF)、特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター(JVC)、モザンビーク開発を考える市民の会による共同提案です。